

第1号様式（第7条関係）

後退用地寄附申込書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住所

申込者

氏名

TEL

( 代理人 氏名 )

TEL

上尾市道路後退用地整備要綱第4条第3号の規定に基づき、公衆用道路用地として下記の土地の寄附を申し込みます。

記

1 寄附を申し込む土地

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)

2 添付書類

- (1) 案内図 (2) 公図の写し (3) 地積測量図
- (4) 土地登記簿謄本（土地全部事項証明書） (5) 登記原因証明情報
- (6) 土地登記承諾書 (7) 印鑑証明書
- (8) 資格証明書（所有者が法人の場合のみ）
- (9) 検査済証の写し (10) 分筆登記に係る領収書の写し

※ (9) 及び (10) は、報奨金の交付を受けようとするときのみ



## 土地登記承諾書

下記の土地を公衆用道路用地として、令和 年 月 日、上尾市へ寄附しましたので、所有権移転の登記をすることを承諾します。

令和 年 月 日

住所

氏名

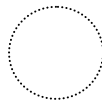


(実印)

(あて先)  
上尾市長

不動産の表示  
土地

所 在	地 番	地 目	地 積 m <sup>2</sup>
上尾市	番		
	番		
	番		
	番		



登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者

権利者 (甲) 上 尾 市

義務者 (乙) 住所

氏名

(2) 不動産

所 在	地 番	地 目	地 積 m <sup>2</sup>
上尾市	番		
	番		
	番		
	番		

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は、甲に対し、令和 年 月 日、本件不動産を寄附し、甲はこれを受諾しました。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転しました。

令和 年 月 日 さいたま地方法務局上尾出張所 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

権利者 上 尾 市  
上尾市長 畠 山 稔

義務者 住所

氏名



(実印)

第3号様式（第10条関係）

後退用地報奨金交付申請書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

住 所

氏 名

TEL ( )

下記の土地について、上尾市道路後退用地整備要綱第9条に規定する報奨金の交付を受けたいので、同要綱第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 後退用地の表示

所	在	地 番	地 目	地 積 (m <sup>2</sup> )

2 添付書類

- (1) 請求書
- (2) 口座振替依頼書
- (3) 分筆登記に係る登記完了証の写し
- (4) 検査済証の写し

# 請求書

(あて先)  
上尾市長

--

内 訳

品 目	数量	単価	金 額						
分筆登記報奨金									
	合計								

上記のとおり請求いたします。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

## 支払金口座振替依頼書

令和 年 月 日

(あて先)  
上尾市会計管理者

上尾市から受ける支払金は、令和 年 月 日以降に下記の振込口座に、口座替払の方法をもって振り込んでください。

この依頼書に基づき、上尾市が振込代金を添えて市の指定金融機関に振込がなされたときは、同時に請求金の弁済を受けたものとします。

記

振込先銀行	銀行 支店
預金種類	普通預金 ・ 当座預金
預金口座	口座番号 No.
フリガナ 預金名義	

住 所

氏 名

(電 話)

## チェックリスト

番号	項目	申請者側チェック		建設管理課チェック（コメント）
		はい	いいえ	
1	土地権利者に寄附の意思がある			
2	後退用地の分筆がされている			
3	分筆後の幅員は適正である（過不足の有無）			
4	現道の境界確認図がある			
5	抵当権、地上権などの土地権利者以外の権利はない			
6	後退用地の地上にブロック塀、電柱など占用物はない			
7	後退用地の地中にブロック塀基礎など占用物はない			
8	権利者の登記事項の住所と現住所は一致している			
9	地籍測量図どおり、現地表示がある			
10	公図、地籍測量図と現地に大きな不整合はない			
11	申請者側で新しい道路境界確認図の作成は可能か			
12				
報奨金の対象確認（下記の項目すべてに該当する場合は分筆費用に対して報奨金が出る場合があります）				
13	後退寄附申請用地が市街化区域内である			
14	建築確認年月日から一年以内である			
15	分筆年月日から一年以内である			
16	建築主は個人である			
17	分筆測量の費用の領収書は土地所有者と同一である			
18	土地権利者と建築主は同一または親族である （※事前相談要）			
19	専用住宅（兼用住宅も除く）である			